

仲間の力で拡大月間を盛り上げよう！

群会議の話題

発行

2025年9月12日 第539号

東京土建一般労働組合
目黒支部執行委員会
〒152-0002 目黒区目黒本町1-10-26
TEL. 03-3719-2741
FAX. 03-3719-2743

★拡大月間を実践と運動にする取り組み★

秋の拡大月間が始まりました。拡大月間の成功に向けて組織強化と共に、あるべき群会議運営を取り戻すための機会としてとらえ、前年同時期の参加・開催率を超えることをめざし、拡大への協力を訴えて日頃の対話による信頼構築の成果を発揮していきましょう。多くの仲間を巻き込んだ取り組みこそが秋の大運動と労働組合にとって重要な活動となります。すべての仲間が実践する中で新しい仲間を引き出し、一人でも多く行動参加していきましょう。拡大行動の飛び入り参加大歓迎です。みんなで活動して、自分たちの組合であることを再確認して結果を追求していきましょう。未加入の仲間は声を掛けられることを待っています。「土建入ってる？」この一声が拡大行動です。また、事業所への声掛けも行いやすいように簡単アンケートを用意しましたので訪問の際はご活用下さい。一人でも多く、声掛けて目標に向けて団結してガンバロー！

★建設アスベスト訴訟 東京1陣・2陣訴訟、建材7社と52億円で和解！★

これまで国と建材メーカーの責任を問う集団訴訟は、2008年以降に全国で集団訴訟が起これ、最高裁が2021年の判決で国と一部のメーカーの賠償責任を認め、国が被害者に給付金を支払う制度を作りました。一方で建材メーカー側は具体的な賠償額などを争い訴訟が続いていました。

8月7日、東京高裁で建設アスベスト訴訟東京1陣2陣と建材メーカー17社との間で和解が成立しました。このうち7社が東京1陣・同2陣の建設アスベスト訴訟、計446名(被災者単位351名)との間で和解が成立し原告に約52億3000万円の和解金を支払います。労働運動史上、画期的な成果です。賠償責任はないとされたメーカーは弔意や見舞いの意を表明します。複数建材メーカーと原告との和解は初めてであり労働運動史上において歴史的な成果です。全国の同種の後続訴訟ではメーカーが和解に応じる道を切り開きました。一方、解体作業などをしていた原告約50人は和解対象にならず、東京高裁が今後、判決を言い渡します

目黒支部より原告団長となっている佐藤豊副執行委員長の証人尋問が行われます。法廷に入館は抽選となりますが多くの参加を呼びかけます。

【とき】9月26日(金)午後1時 【ところ】東京地裁前 【参加】執行部を中心に(1号動員)

★石破首相の退陣表明★

9月7日、参院選での与党惨敗からおおよそ50日で、石破首相が退陣表明に追い込まれた。昨年10月の就任以来、自民党は衆院選や東京都議選でも敗北を重ね、衆参で与党過半数割れに陥った。求心力を失った石破政権は、物価高や米国の関税交渉など山積する課題の解決に存在感を示せないまま迷走を続け、最後は退場を迫る党内圧力に屈する形となった。

有権者からは誰でも暮らしの安心を最優先にと望む声が上がっています。

★火災共済の取り組み★

安定した加入率 20%を段階的にめざし、年間 3%(春 1.5%、秋 1.5%)の加入目標に取り組みます。秋の拡大月間で組合に新たに加入した仲間には火災共済の魅力を知ってもらうきっかけとして下記の取り組みを行います。

【内容】火災共済 50 口無料 【期間】9 月～11 月 【対象者】秋の月間での組合新加入者のうち希望者

×××× 目黒区はどうなっていく？ Part142 ××××

1) 第一回目黒区公契約審議会

8月26日(火)18時より開催。年間3回開催される公契約審議会が一般公開となって一年目となります。公契約条例は地域循環型経済を活性化するための持っている条例です。発注(目黒区)→大きな仕事を受注(事業者)→安心の労働環境と賃金(労働者)→自治体への納税(目黒区)といった構図をイメージしております。受注と雇用を安定させたい事業者と高い水準の賃金で生活が保障される労働者のために公契約条例があります。審議会では労働報酬下限額を議論し、労働環境、品質確保や賃金が実際に支払われているかを検証し、条例効果の向上について話し合われています。審議会に傍聴者が多くなれば審議委員も注目され、条例に向き合う姿勢が変わってきます。この条例は23区内で14区が制定しており、目黒区は5番目(平成29年12月)に制定されましたが、下限額は下から2番目(品川区が未定)の低さと審議委員の姿勢に疑義が持たれます。多くの区民の目で審議会が熱意をもって議論されているか注目することが必要です。

2) 第二回公契約審議会 【交通費】1000円

【とき】10月16日(木)15時30分 【ところ】目黒区役所 会場未定

◆◆◆当面の取り組み◆◆◆ みなさんのご協力をお願いします！

◎駅頭宣伝・集会・学習会◎

各種集会や宣伝行動を多くの仲間に参加してもらいたいのので分会3人とせず、多くの仲間を呼びかけてください。また、急遽変更等ある場合もありますのでご参加の方は支部までご確認ください。基本雨天中止。熱中症警告アラートが発表されても中止。

◎ピースウォーク◎毎週木曜日・雨天決行 【交通費】1000円

【とき】9月18、25日、10月2、9日(木)午前12時15分

【ところ】中目黒舟入公園

◎現場宣伝 【交通費】1,000円

【とき】9月17日(水)午後4時30分

【ところ】自由が丘再開発前 鹿島建設通用口

◎小中学校学用品無償化宣伝 【交通費】1000円

【とき】9月22日(月)17時30分 【ところ】学芸大学駅前

◎消費税増税宣伝 【交通費】1000円

【とき】9月24日(水)17時30分 【ところ】学芸大学駅前

◎アスベスト宣伝 【交通費】1000円

【とき】9月26日(金)17時30分 【ところ】武蔵小山駅

◎広尾病院を守る宣伝 【交通費】1000円

【とき】9月27日(土)13:30 【ところ】田町駅頭宣伝

【とき】10月11日(土)13:30 【ところ】広尾駅頭宣伝

◎目黒労協 最賃宣伝 【交通費】1000円

【とき】9月30日(火)17時30分 【ところ】中目黒駅前

◎目黒区技能功労章表彰式 【交通費】1000円

【とき】10月2日(木)14時 【ところ】目黒区民センター

◎9の日九条宣伝 【交通費】1,000円

【とき】10月9日(木)午後5時30分 【ところ】学芸大学駅

◎目黒労協 ケア労働者宣伝 【交通費】1,000円

【とき】10月9日(木)午後5時30分 【ところ】中目黒駅

△△お知らせ△△ 【詳細はお問い合わせください】

○映画チケット注文は事前にFAXで申し込みしてください。(チラシ参照)

■無料法律相談(弁護士)■ 毎月第4水曜日

【とき】9月24日(水)午後2時より完全予約制

◎輪投げ練習◎

【とき】9月18、25日(木)午後2時【ところ】目黒支部会館2F

○支部集団健診○ *要予約

39歳までの方も検便2回法が無料になります。健康診断は健康管理だけでなく受診率が保険料にも影響します。みんなで受診しよう。

【とき】9月19日(金)～10月31日(金) 【ところ】上目黒・西小山診療所

◇戦争させない総がかり9・19国会正門前大行動◇(2号動員)

安保法制(戦争法)が成立してちょうど10年が経過した同日となります。戦争法廃止を求め、規模拡大して集会参加しましょう。

【とき】9月19日(金)午後6時30分 【ところ】国会正門前

★わくわく子どもまつり★ 【とき】10月26日(日) 【ところ】上目黒小学校

お手伝いできる方を募集します。可能な方は分会または支部担当:村上まで
○実行委員会

【とき】10月10日(火)午後19時 【ところ】目黒支部会館

◇労協主催「屋形船レク」◇

【とき】11月1日(土)12:30集合 【ところ】目黒マリナ「千羽丸」

[参加費]3000円(全体で先着30人現在15人) 定員到達次第締め切り

★各種取り組みへご参加されるみなさまへ★

お申込みがないまま当日参加されることが多くなっております。万全な状態で円滑に活動参加に取り組むためにも、お手数ですがご参加の際は申込み、ご報告をお願いします。

■署名、ハガキのお願い■

1) 生存権裁判「国へ陳謝を求める」署名

2) 私立幼稚園に対する公費助成拡充を求める請願署名

3) 教育費増額し保護者負担軽減、すべての子どもに行き届いた教育署名

4) 目黒区小中学校学用品無償化署名

健康保険証は東京土建の運動の象徴だ！廃止撤回をめざそう！

当面の取り扱いとみなさまから寄せられた質問集

★新たな保険証に係る用語★

「資格確認書」…保険証の新たな名称。

「資格情報のお知らせ」…マイナ保険証の登録をしている人に2025年度より交付されます。解除する際に必要になりますので捨てずに保管してください。

「マイナ保険証」…マイナンバーカードに保険証情報を登録したもの。結局は、ただのマイナンバーカードです。暗証番号の設定が必要です。3回間違えると区役所へ手続きが必要になります。

「マイナンバーカード」…送られた個人番号に写真を登録申請すると作れます。5年に一度更新が必要です。お住いの自治体でお手続きとなります。

「マイナポータル」…マイナンバーカードに保険証や銀行口座を登録するアプリ。読み込みのできる携帯でカードをかざして使用します。

★どうなる健康保険証！？ まずはご覧ください★

これまで群会議の話題で発信した情報を掲載します。また、みなさまから寄せられた質問などを反映させていただきますのでご覧ください。

Q. 保険証が廃止になったら、マイナ保険証を作らないと医療機関にかかれなくなるのでしょうか？

「マイナ保険証」がない人には土建国保から保険証の代わりとなる「資格確認書(カードサイズ)」が発行されます。「資格確認書」があれば今まで通り医療機関にかかることができます。従って無理にマイナンバーカードへの保険証利用登録をする必要はありません。

Q. 保険証が廃止になったあと、マイナ保険証を持っている人には何も発行されないのですか？

マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」(カード型)が発行されます。医療機関や薬局等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、マイナンバーカードとともに提示することで受診可能です。ただし、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関にかかることはできません。

Q. 保険者が変わった場合(保険者を異動した場合)手続きは必要ですか？マイナンバーカードの手続きは不要ですが、保険者への異動手続き(加入・脱退等)は従来どおり必要です。

Q. 子どもが生まれたり、住所変更があった場合、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は発行されますか？

加入する家族や住所変更があった場合は、従来どおり支部へ届出をしてください。マイナ保険証の保有状況により、所持していない方には「資格確認書」、所持している方には「資格情報のお知らせ」を発行します。

Q. 家族を扶養家族として加入させる場合、今までは前保険の保険証の写しもしくは資格喪失証明書が必要でしたが、廃止後は何が必要ですか？廃止後も同様の取り扱いを想定していますが、廃止後は、従来の前保険の保険証の写しの代わりに資格確認書又は、資格情報のお知らせの写しを提出してください。

Q. 新たに土建国保に加入する方は、古い「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は公営国保や協会けんぽ等に返却する必要がありますか？資格確認書は、5年以内で保険者が有効期限を設定することになっているため、有効期限内の資格確認書は返却が必要です。資格情報のお知らせについては、返却する必要はないとされています。

Q. 引っ越しした・扶養家族が就職した・退職した等の場合は手続きが必要か？マイナンバーカードを持っていない場合は？

保険証廃止後も従来通り引っ越しや世帯構成の変更等があった場合は、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、届出が必要です。

Q. 私のマイナンバーカードは健康保険証として使えますか？

マイナポータルにログインして、最新の健康保険証情報を確認してください。東京土建国保の情報が表示されていれば使用できます。表示されていなければ使用できません。

Q. マイナ保険証を紛失した場合、どのように医療機関を受診すれば？

健康保険証を持っている場合は、健康保険証を提示してください(有効期限まで)。マイナ保険証が再発行されるまでの間は、土建に申請して、「資格確認書」を医療機関に提示することで受診することができます。

Q. 医療機関や薬局の受付で手続きのためにマイナンバーカードを預けるのですか？

医療機関や薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。受診の都度、ご自身でマイナンバーカードをカードリーダーにかざし、顔認証または暗証番号を入力するなどの操作を行います。暗証番号は三回間違えると役所に解除申請をする必要があります。

Q. マイナンバーカードを返したいのですが、どうすればいいですか？

お住まいの役所で返納手続きを行ってください。マイナポイントは返納する必要はありません。

Q. マイナンバーカードへの保険証の利用登録(紐づけ)をやめるにはどうすればいいか？

利用登録解除ができるようになりました。支部へ解除申請を届けてください。有効な保険証をお持ちでない方には、土建国保から保険証の代わりとなる「資格確認書(カードサイズ)」が発行されます。

Q. 後期高齢者や協会けんぽ加入者は「資格確認書」「資格情報のお知らせ」などがどのように発行される予定ですか？

【後期高齢者】現在加入中の方は2025年7月31日までの保険証が使用できます。2024年12月2日以降に新たに後期になる方や、2025年度一斉更新(2025/8/1)の際に、マイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報のお知らせが交付される予定です。

【協会けんぽ】2024年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されませんが、発行済の保険証については、2024年12月2日以降、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられるとされており、2025年12月2日以降に資格確認書が交付されるとされています。また、資格情報のお知らせは既に協会けんぽから全加入者へ交付されています。

Q. 「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は支部で発行するのですか？

従来の保険証と同様に、国保組合で発行します。

Q. マイナ保険証を持っている人も申請すれば「資格確認書」が発行されますか？

マイナ保険証を保有している方で本人の申請により交付できるのは以下の通りです。申請による資格確認書の交付には、支部へ手続きが必要です。

・マイナンバーカードを紛失した方、マイナンバーカードの有効期限切れで更新中の方、DV被害者等でマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方

・介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合等

Q. 在宅介護を受けている身内がヘルパーさんに暗証番号も預けて薬局に行ってもらったのですが、マイナ保険証は他人に預けてもいいのですか？

マイナ保険証を悪用することもできます。暗証番号のあるものは絶対に他人に預けないようにしてください。解除申請をすることをお勧めします。

Q. 国民健康保険(後期高齢者含む)の有効期限が令和7年7月末までとなっています。マイナ保険証を作らないと病院にかかれませんか？

厚労省は期限の切れた健康保険証や資格情報のお知らせのみを持参した場合でも資格確認を前提に認めるという対応を令和8年3月末まですることを発表しました。期間限定の暫定措置ではなく、今後も使用できるようにすれば問題は解決なんですけど。